○法務省・経済産業省令第四号

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）を実施するため、割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　梶山　弘志

割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令

割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令（平成三十年法務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・国土交通省令第四号

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定に基づき、内航運送取扱業者営業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子
国土交通大臣　赤羽　一嘉

内航運送取扱業者営業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令

内航運送取扱業者営業保証金規則の廃止等に関する省令（平成二年法務省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、同項第四号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「㊞」を削り、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による通知書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。